

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、地域での人間関係の希薄化、経済の低迷などにより大きく変化してきました。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした少子化対策を推進してきましたが、出生率は低下し続けており、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成25年時点で1.43と依然低い数値で推移しています。

少子化の流れを変えるため、平成15年7月に制定された、次世代育成支援対策推進法に基づき、江別市では、平成17年3月に「みんなで協力、安心子育てのまち・えべつ」を基本理念とする「江別市次世代育成支援行動計画 子育て支援・えべつ21プラン」を策定しました。この計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間において、次代を担う子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現をめざし、5つの基本目標のもと、市が展開する様々な施策の充実を図ることで、子育て環境を整備していくものです。

そのような中、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立、公布され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、平成27年4月から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、子ども・子育て支援新制度が始まることとなりました。

「江別市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援新制度に基づく、事業計画であることはもとより、えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉の個別計画であり、さらには、次世代育成支援行動計画を検証、評価したうえでの、後継の計画であることを踏まえて、江別市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

「江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

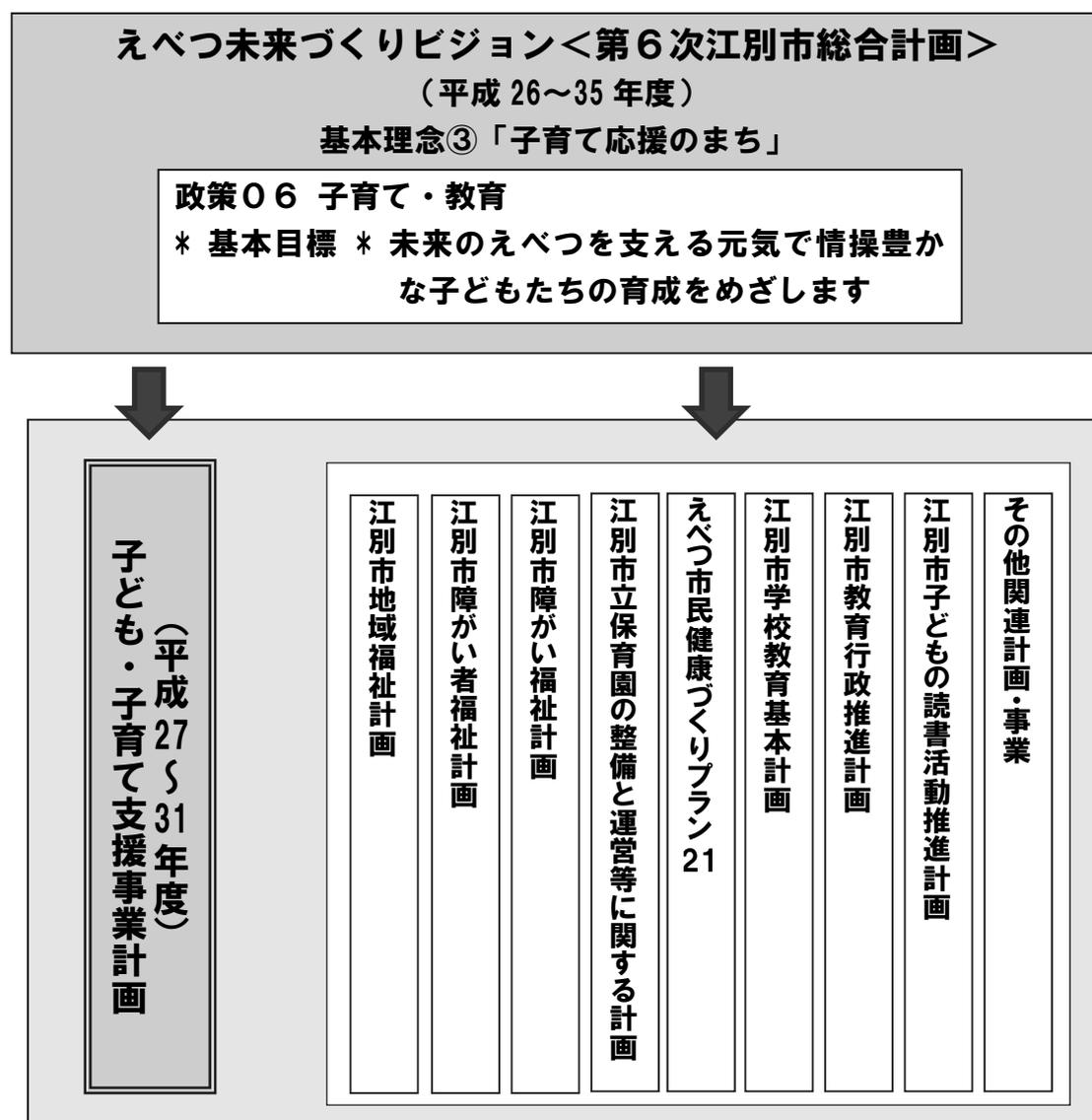
具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえて策定します。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の後継計画としての性格も併せ持つ計画として策定します。

(2) 江別市計画体系等における位置づけ

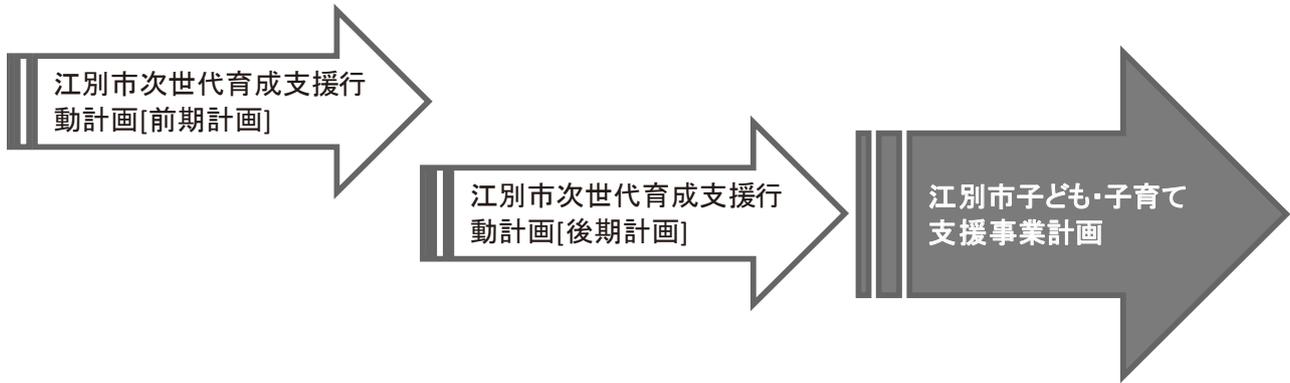
江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」において、4つある基本理念のひとつに「子育て応援のまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための福祉分野における個別計画として位置づけられるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3. 計画の期間

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

また、この計画において、子どもは概ね 18 歳までとします。

